

平成22年度税制改正（地方税）要望事項

（新設・**拡充**・延長・その他）

No	14	府省庁名 国土交通省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税（外形） 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（自動車税、自動車取得税）	
要望項目名	環境性能に優れた自動車に対する税制の適用範囲の拡大	
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 環境性能に優れた自動車に対する自動車税・自動車取得税を軽減する特例措置の対象に、環境性能を満たす中量車（車両総重量2.5t超3.5t以下）を追加する。</p> <p>・ 特例措置の内容〔現行内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自動車税（別途税制改正要望） 新車新規登録を受けた場合に、新車新規登録の翌年度分の自動車税を環境性能に応じて軽減。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 電気自動車（燃料電池自動車を含む）、天然ガス自動車（☆☆☆☆^(注1)、重量車☆^(注2)に限る）、☆☆☆☆かつ燃費基準+25%達成車^(注3)：税率を概ね50%軽減 ・ ☆☆☆☆かつ燃費基準+15%又は20%達成車：税率を概ね25%軽減 <p>（注1）☆☆☆☆：排出ガスを平成17年基準に比べ75%以上低減した自動車 （注2）重量車☆：排出ガスを平成17年基準に比べ10%以上低減した自動車 （注3）燃費基準+25%達成車：省エネ法に基づく平成22年度燃費基準を25%以上向上した自動車</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自動車取得税 <ul style="list-style-type: none"> ・ 新車 <ul style="list-style-type: none"> ・ 電気自動車（燃料電池自動車を含む）、天然ガス自動車（☆☆☆☆、重量車☆に限る）、プラグインハイブリッド車、ハイブリッド車、クリーンディーゼル乗用車^(注4)：免税 ・ ☆☆☆☆かつ燃費基準+25%達成車：税率を75%軽減 ・ ☆☆☆☆かつ燃費基準+15%又は20%達成車：税率を50%軽減 ・ ポスト新長期規制適合車^(注5)かつ重量車燃費基準達成車^(注6)：税率を75%軽減 ・ 重量車☆かつ重量車燃費基準達成車：税率を50%軽減 （注4）クリーンディーゼル乗用車：平成21年自動車排出ガス規制に適合した車両総重量3.5t以下のディーゼル乗用車 （注5）ポスト新長期規制適合車：平成21年又は平成22年自動車排出ガス規制に適合した自動車 （注6）重量車燃費基準達成車：省エネ法に基づく重量車の燃費基準を達成した自動車 ・ 新車以外 <ul style="list-style-type: none"> ・ 電気自動車（燃料電池自動車を含む）、天然ガス自動車（☆☆☆☆、重量車☆に限る）：税率から2.7%軽減 ・ プラグインハイブリッド車：税率から2.4%軽減 ・ ハイブリッド車：税率から1.6%軽減 <p>（以下については、別途税制改正要望）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ☆☆☆☆かつ燃費基準+25%達成車：課税標準を取得価額から30万円控除 ・ ☆☆☆☆かつ燃費基準+15%又は20%達成車：課税標準を取得価額から15万円控除（車両総重量12t超のディーゼルトラック・バス等） ・ ポスト新長期規制適合車^(注7)かつ重量車燃費基準達成車：税率から2.0%軽減（但し、平成21年10月1日以降は1.0%軽減）（車両総重量3.5t超12t以下のディーゼルトラック・バス等） ・ ポスト新長期規制適合車かつ重量車燃費基準達成車：税率から2.0%軽減 ・ クリーンディーゼル乗用車：税率から1.0%軽減（但し、平成21年10月1日以降は0.5%軽減） <p>〔拡充内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特例措置の対象に「環境性能を満たす中量車」を追加する。 	

関係条文		地方税法第118条、119条、147条、 地方税法附則第12条の2の2第2項～第10項、第12項～第14項、12条の3 地方税法施行規則附則第4条の4第2項～第28項、第5条、第5条の2	
要望理由		<p>京都議定書に基づく我が国のCO2削減目標を達成するためには、運輸部門からのCO2排出量を平成22年度において平成2年度比10.3～11.9%増の水準まで削減する必要があるとあり、このため、平成20年3月に閣議決定された「改訂京都議定書目標達成計画」において、自動車単体対策として「トップランナー基準による自動車の燃費改善」等により、平成22年度までに2,470万t～2,550万tのCO2を削減することが求められているほか、平成20年7月に閣議決定された「低炭素社会づくり行動計画」において、次世代自動車について、2020年までに新車販売の2台に1台の割合で導入することを目標としている。</p> <p>また、NO2及びSPMIに係る大気環境基準については、全体として改善傾向が見られるものの、環境基準未達成の測定局が残っており、未達成地域については出来るだけ早期に環境基準を達成し、達成地域においても良好な環境を維持する必要がある。</p> <p>これらの目標を達成するためには、環境性能に優れた自動車の普及をより一層促進させることが重要であるが、中量車とよばれる車両総重量2.5t～3.5tの自動車の一部については、平成27年度燃費基準が設定されているところであり、これらの自動車についても、特別措置の対象とすることにより、その普及の促進を図る必要がある。</p>	
減収見込額		自動車税 42 (－) (初年度) (平年度) 自動車取得税 347 (－)	自動車税 118 (－) 自動車取得税 1,033 (－) (単位：百万円)
地方税以外の措置	既存	・国税	・融資、補助金その他 低公害車普及促進対策費補助
	22年度の要望	・国税 環境性能に優れた自動車に対する自動車重量税の 時限的減免措置	・融資、補助金その他 低公害車普及促進対策費補助
過去の要望経緯			
本要望に対応する縮減案			